

至誠館大学における再入学に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、至誠館大学学則第17条の規定に基づき、再入学に関する必要事項を定めることを目的とする。

(時期)

第2条 再入学の時期は学年始めとする。

(再入学願)

第3条 再入学を希望する者は、入学前に次の書類を添えて願い出なければならない。

- (1) 再入学志願書
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書
- (4) 写真（3か月以内に撮影したもの）

(選考)

第4条 再入学の可否は、再入学を希望する学科の定員に欠員がある場合に限り、選考のうち教授会の議を経て、学長が許可する。

(手続)

第5条 再入学を許可された者は、所定の期日までに再入学の手続きをしなければならない。

附 則

この内規は、平成31年6月1日から施行する。

制定	平成11年	4月	1日	(制定)
改正	平成19年	4月	1日	(第1回改正)
	平成26年	4月	1日	(第2回改正)
	平成28年	6月	1日	(第3回改正)
	平成31年	4月	1日	(第4回改正)